

山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 26 日

山武市長 松 下 浩 明

山武市告示第 94 号

山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山武市空家等対策計画に基づき、市内への移住又は定住を促進して地域の活性化を図るため、山武市空き家バンク実施要綱（平成 31 年山武市告示第 21 号）に規定する山武市空き家バンク登録台帳に登録された空き家であって、購入され、又は賃借されたもの（以下「対象空き家」という。）の改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、山武市補助金等交付規則（平成 18 年山武市規則第 53 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築物のうち、個人の居住を目的として建築され、現に使用していない又は近い将来使用しなくなる予定の一戸建て住宅（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 併用住宅 自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している住宅をいう。
- (3) 移住 市外から対象空き家に転居し、新たに市の住民基本台帳に記載されることをいう。（既に転居し、居住している場合を含む。）
- (4) 定住 市の住民基本台帳に記載された者が対象空き家に転居することをいう。（既に転居し、居住している場合を含む。）
- (5) 改修工事 建築物の機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上を図るために行う修繕、模様替え等の工事（耐震改修工事その他の建築物の躯体を補強する工事を除く。）で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に違反しないも

のをいう。

- (6) 所有者 対象空き家に居住することを目的として、売買契約を締結した個人をいう。
 - (7) 居住利用者 対象空き家に居住することを目的とし、賃貸借契約を締結した個人をいう。
 - (8) 着手 対象空き家の改修工事に係る契約の締結をいう。
- (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住又は定住する者であること。
- (2) 改修工事を行おうとする所有者又は居住利用者であること。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 本人及び同居する者が、市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- (6) 日本国籍を有する者又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する外国人であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、対象空き家に居住することを目的として行う改修工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 売買契約又は賃貸借契約を締結した日から2年が経過する日までに当該改修工事が完了するもの
- (2) 工事請負契約により施工業者が行うもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象空き家の改修工事に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費
- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費
- (3) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- (4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費
- (5) その他市長が認める工事に要する経費

2 併用住宅の改修工事においては、個人居住部分を補助対象とし、併用住宅の屋根や

壁等の共用部分については床面積の割合で按分し、補助金の額を算出するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、他の制度による補助金等を受ける工事部分に要する経費については、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の工事に着手する前に、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び同居する者の戸籍の附票の写し（外国人にあつては、住民票の写し及び在留資格を証明するものの写し）
- (2) 対象空き家の位置を表示した地図
- (3) 家屋の登記事項証明書（全部事項証明書）その他当該住宅の所有者が確認できる書類
- (4) 対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書その他これらに類する書類の写し
- (5) 改修工事前の対象空き家の現況写真
- (6) 改修工事に要する見積書の写し
- (7) 改修工事の内容を明らかにする図面等
- (8) 改修工事について建築基準法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受ける必要がある場合にあっては、確認済証の写し
- (9) 申請者と所有者が異なる場合にあっては、改修工事に係る所有者の承諾書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けた日から10年間、特段の事情がない限り、補助金の交付を受けた対象空き家の除却又は改修工事箇所の増改築及び補助金の目的に反した使用をしてはならない。

(変更等の申請)

第9条 交付決定者は、第7条の規定による申請について、当該申請の内容を変更し、又は中止するときは、あらかじめ山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金変更（中止）申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、何らかの理由により補助対象経費が増額になる場合であっても、当該申請により、補助金の額を増額することはできないものとする。

(変更等の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して変更又は中止の可否を決定し、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(状況報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は施工業者に対し、工事の進捗状況等について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業の改修工事が完了したときは、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 交付の申請後に転入した場合は、申請者の住民票の写し
- (2) 改修工事に係る契約書又は請書の写し
- (3) 改修工事に要した費用の領収書の写し
- (4) 改修工事後の住宅状況を明らかにする写真
- (5) 第7条第8号の規定に該当する場合にあっては、検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、改修工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条第1項の規定による交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までにしなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する報告を受けたときはその内容を審査し、適当と認める場合は補助金の額を確定し、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 14 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付請求書（別記第 7 号様式）により補助金の交付を市長に請求することができる。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の取消し又は既に交付した補助金の返還の必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付決定取消通知書（別記第 8 号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金返還命令書（別記第 9 号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第 17 条 市長は、補助金を交付した日から 10 年間、補助金の交付を受けた者に対し、当該事業に関する必要な事項について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（補則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

第 1 号様式（第 7 条関係）

(宛先) 山武市長

申請者 住所氏名 電話番号

山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金の交付を受けたいので、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

空家の所在地						山武市											
空家の所有者						☐ 申請者と同じ ☐ 申請者以外（申請者の関係： 住所 氏名）											
空家の区分						☐ 一戸建て専用住宅 ☐ 併用住宅【 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他 （ ）】											
規模						延べ面積				m ²		居住用の 以外の 面積				m ²	
改修工事の内容																	
工事予定期間						年　月　日から　年　月　日まで											
補助対象経費						円（税込）											
補助金交付申請額						円（千円未満切捨て）											
他の補助金の利用						☐ 有（ ） ☐ 無											
確認同意欄																	
山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金の交付の申請にあたり、以下の事項について同意します。																	
(申請者)						年　月　日　氏名				(署名又は記名押印)							
(同居する者)						年　月　日　氏名				(署名又は記名押印)							
(1) 市が、住民基本台帳の情報、市税の納税状況、課税台帳の情報そ																	

の他の交付要件の確認に当たり必要となる情報について、その保有する公簿等により確認すること。

添付書類

- ☐ 申請者及び同居する者の戸籍の附票の写し（外国人にあっては、住民票の写し及び在留資格を証明するものの写し）
- ☐ 対象空き家の位置を表示した地図
- ☐ 家屋の登記事項証明書（全部事項証明書）その他当該住宅の所有者が確認できる書類
- ☐ 対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書その他これらに類する書類の写し
- ☐ 改修工事前の対象空き家の現況写真
- ☐ 改修工事に要する見積書の写し
- ☐ 改修工事の内容を明らかにする図面等
- ☐ 確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- ☐ 改修工事に係る所有者の承諾書（申請者と所有者が異なる場合）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

山武市長



山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）を決定したので、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 空き家の所在地 山武市
 - 2 交付決定額 円
 - 3 交付の条件
- （不交付決定の理由）

第 3 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金変更（中止）
申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更又は中止の別	☐ 変更 ☐ 中止	
空き家の所在地	山武市	
補助対象経費 （税込）	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	円	円
変更の内容 （中止の理由）		
添付書類		

第 4 号様式（第 10 条関係）

第 年 月 号
日

様

山武市長



山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金変更（中止）
承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金の変更（中止）について、下記のとおり決定したので、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認（不承認）

2 変更（中止）の内容

3 交付決定額
変更前 円
変更後 円

4 交付の条件（不承認の理由）

第 5 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住所
氏 名
電話番号

山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市空き家バンク登録物件改修事業が完了したので、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 工事完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 交付の申請後に転入した場合は、申請者の住民票の写し
 - (2) 改修工事に係る契約書又は請書の写し
 - (3) 改修工事に要した費用の領収書の写し
 - (4) 改修工事後の住宅状況を明らかにする写真
 - (5) 検査済証の写し（建築確認済証の交付を受けている場合）
 - (6) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 13 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

山武市長



山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金について、下記のとおり額を確定したので、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

第 7 号様式（第 14 条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号 ⑨

山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金の交付について、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 14 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名・支店名	
種 別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
（フリガナ） 口座名義人	

第 8 号様式（第 15 条関係）

第 年 月 日 号

様

山武市長



山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取り消した額 円

2 取消理由

第 9 号様式（第 16 条関係）

第 年 月 日 号

様

山武市長



山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金について、山武市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を要する理由